

報告事項 5

学校運営協議会について

学校運営協議会について、以下のとおり報告する。

平成30年 7 月 2 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

学校運営協議会について

1. 制度概要

コミュニティ・スクールとは、教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、職員の人事や教育活動について意見を述べたりする合議制の機関である「学校運営協議会」を設置している学校のことを指す。

平成 16 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に学校運営協議会が規定され、29 年 4 月の改正により設置が努力義務化された。

○コミュニティ・スクールの主な 3 つの機能

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

2. 神戸市の方針

設置が努力義務化されたことを受け、本市においても現行の学校評議員制度に代わり協議会を設置する形で、30 年度よりコミュニティ・スクールをモデル校において導入し、効果と課題を見極めながら、国の動向もふまえ、拡充について検討していく。

3. 平成 30 年 4 月 1 日設置校（3 中学校・4 小学校）

【住吉中学校区（東灘区）】 住吉中学校 住吉小学校 渦が森小学校

【鶴台中学校区（北区）】 鶴台中学校ブロック（鶴台中学校・ひよどり台小学校）

※ブロックは、中学校・小学校併せて 1 協議会として設置

【岩岡中学校区（西区）】 岩岡中学校 岩岡小学校

4. 今後の設置予定校数

校種	30 年度	31 年度
幼稚園	0 園	1 園
小学校	1 校	2 校
中学校	2 校	1 校
高等学校	0 校	1 校
特別支援学校	0 校	1 校
計	9 校園	

(参考)

校種	設置済校数
幼稚園	0 校
小学校	4 校
中学校	3 校
高等学校	0 校
特別支援学校	0 校
計	7 校

○小学校の設置にあたっては、灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区の未設置区から検討する。

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2以上の学校について1の学校運営協議会を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）は、教育長が定める。

3 教育長は、協議会を置いたときは、その旨を設置校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針等の承認)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標など教育課程の編成に関する基本方針

(2) その他校長が必要があると認める事項

2 設置校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項（次項に設定する事項を除く）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関することを除く）について、教育委員会に対して意見を述べるすることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは校長を通じて行うものとし、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、設置校の運営状況等について評価を行うものとする。

(運営への参画等)

第7条 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(情報発信)

第8条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

(委員)

第9条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じた場合には、教育委員会は新たに委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第11条 委員の任期は、任命の日から1年とし、再任を妨げない。

2 第9条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第13条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
 - 5 校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに必要に応じて職員を出席させることができる。

(会議の公開)

- 第14条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が公開すべきでないとする場合を除き、公開する。
- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。
 - 3 設置校の校長は、前項に規定する情報提供に努めたにもかかわらず、第4条第1項各号に掲げる基本方針等について協議会の承認を得られないとき又は設置校の運営に現に支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、設置の取消しその他の措置を講じる必要があることを申し出ることができる。

(設置の取消し)

- 第16条 教育委員会は、前条第1項の措置を講じたにも関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。
- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
 - (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
 - (3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき

(3) 第10条の義務に反した場合

(4) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。